

第 14 号議案

ふじみ野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年ふじみ野市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め、「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を、「水道」の次に「等」を加え、「こと。」を「者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第 8 号中「1 年以上水道」の次に「等」を加え、「こと。」を「者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程」に改め、「水道」の次に「等」を加え、「こと。」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「あつては 1 年」を「あつては 2 年」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「こと。」を「者（第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」の次に「等」を加え、「こと。」を「者（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「若しくは」を「又は」に改め、「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を、「水道」の次に「等」を加え、「こと。」を「者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 第3条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「こと。」を「者」に改め、同条第3号中「こと。」を「者」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を削り、「こと。」を「者」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「こと。」を「者」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第5条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係

る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 1 0 2 号）の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、ふじみ野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。